

小山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)28年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
167,480	58,138,903	958,574	9,419,123	16.2	16.4

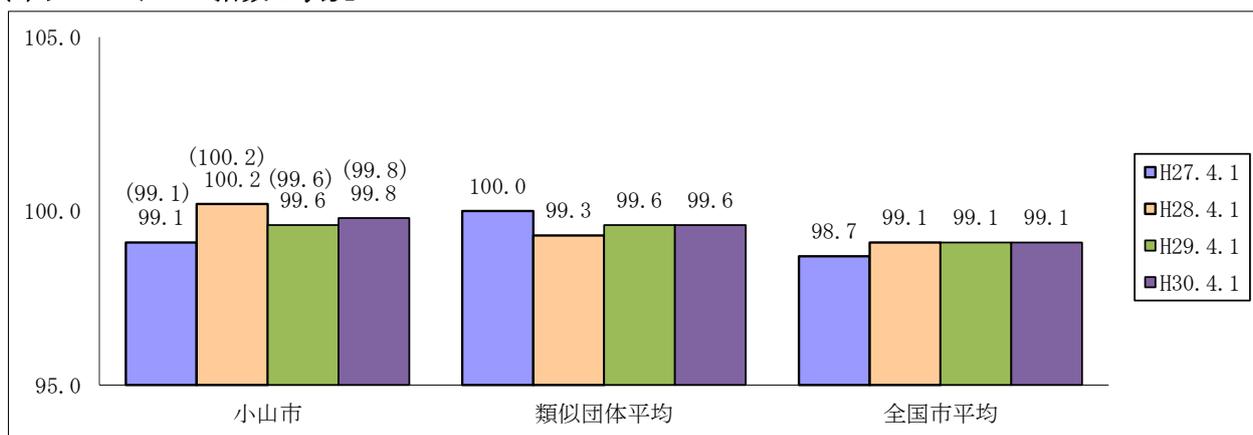
(注) 人件費には、市長等三役、市議会議員、各種行政委員会委員等の特別職に支給される給料・報酬、事業費支弁の職員の人件費を含む。

(2) 職員給与費の状況(平成29年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費 千円
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B	千円	
人 1,045 (66)	千円 3,935,772	千円 953,787	千円 1,585,042	千円 6,474,601	千円 6,214	千円 6,256

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。（（ ）内に外書き）
 4 給与費には、事業費支弁職員の給与費を含む。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ給料表水準を平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、小山市においても3%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より級地区分を6級地から7級地に引き下げ、支給割合は据え置く。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

給与減額の状況

(一般職)
○管理職手当の減額
10%~15%減額(平成8年7月~実施)

(特別職)
○給料の減額
市長 10%減額(平成12年10月~実施)
副市長および教育長 5%減額(平成14年1月~実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
			現 行	国ベース
小 山 市	39.7歳	303,600 円	382,549 円	336,091 円
栃 木 県	43.0歳	334,014 円	408,771 円	366,521 円
国	43.5歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.9歳	321,262 円	408,995 円	366,855 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 B	
小 山 市	54.8歳	70人	338,400 円	378,352 円	357,472 円	—	—	—	—
うち 用務員	55.3歳	38人	337,700 円	368,789 円	352,907 円	用 務 員	55.6歳	207,200 円	1.78
うち 自動車運転手	53.3歳	6人	338,600 円	413,233 円	357,600 円	自家用乗用 自動車運転者	55.1歳	226,700 円	1.82
栃 木 県	53.2歳	245人	345,058 円	389,942 円	370,648 円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	83人	303,643 円	348,389 円	326,400 円	—	—	—	—

区 分	参 考【年収ベース(試算値)の比較】		
	公務員C	民間D	C/D
小 山 市	—	—	—
うち 用務員	6,048,468 円	2,808,700 円	2.15
うち 自動車運転手	6,546,296 円	3,067,600 円	2.13

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～平成29年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	36.8歳	292,400 円	377,955 円	325,994 円
国	—	—	—	—
類似団体	38.1歳	300,520 円	391,050 円	344,739 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	39.6歳	293,900 円	355,440 円	319,675 円
国	47.2歳	315,014 円	—	350,632 円
類似団体	37.1歳	285,359 円	360,266 円	306,843 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		小山市	栃木県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	132,700 円	149,200 円	—

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	264,665 円	358,933 円	380,067 円	389,425 円
	高 校 卒	—	—	361,790 円	380,760 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—	—

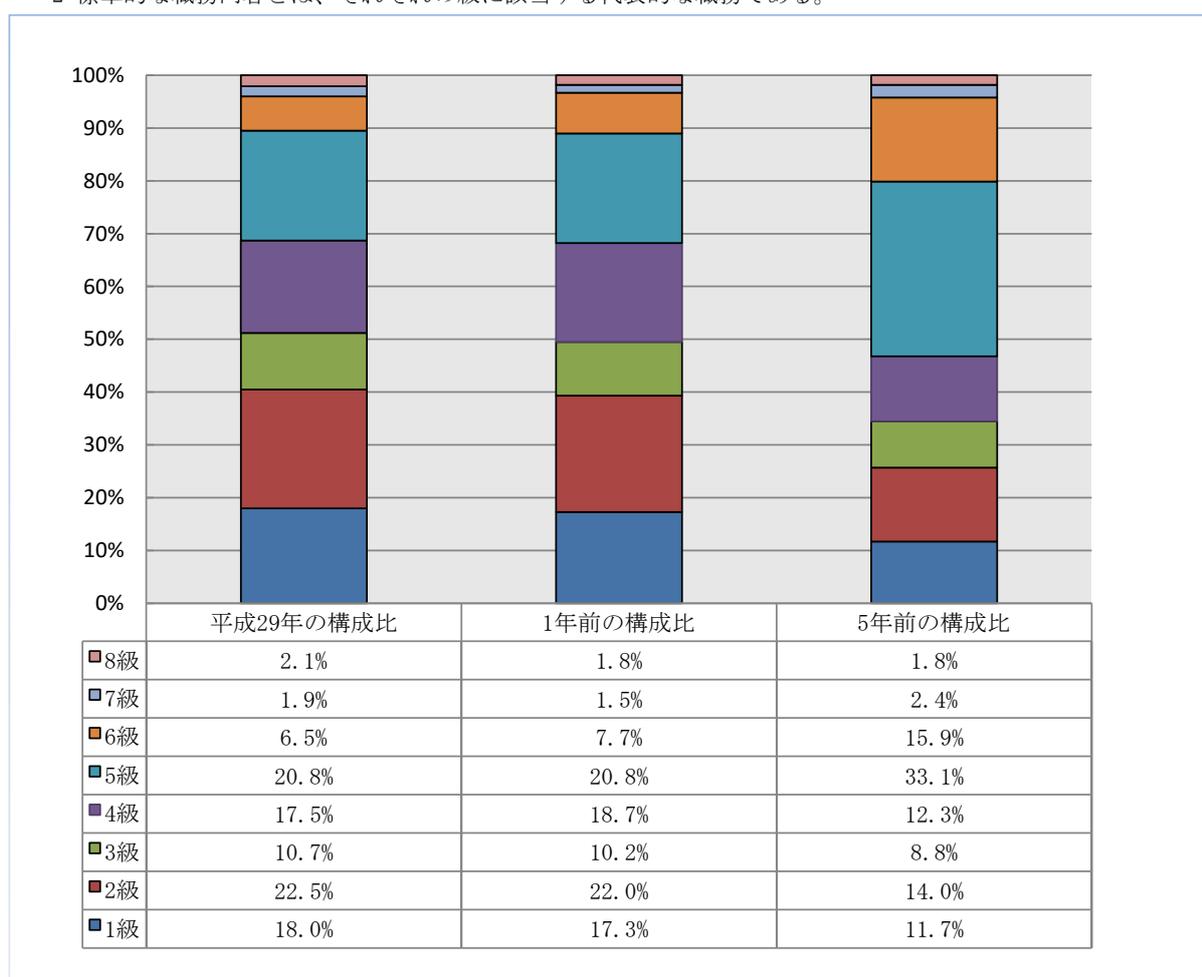
3 一般行政職の級別職員数および給料表の状況

(1) 一般行政職の級別職員の状況(平成30年4月1日現在)

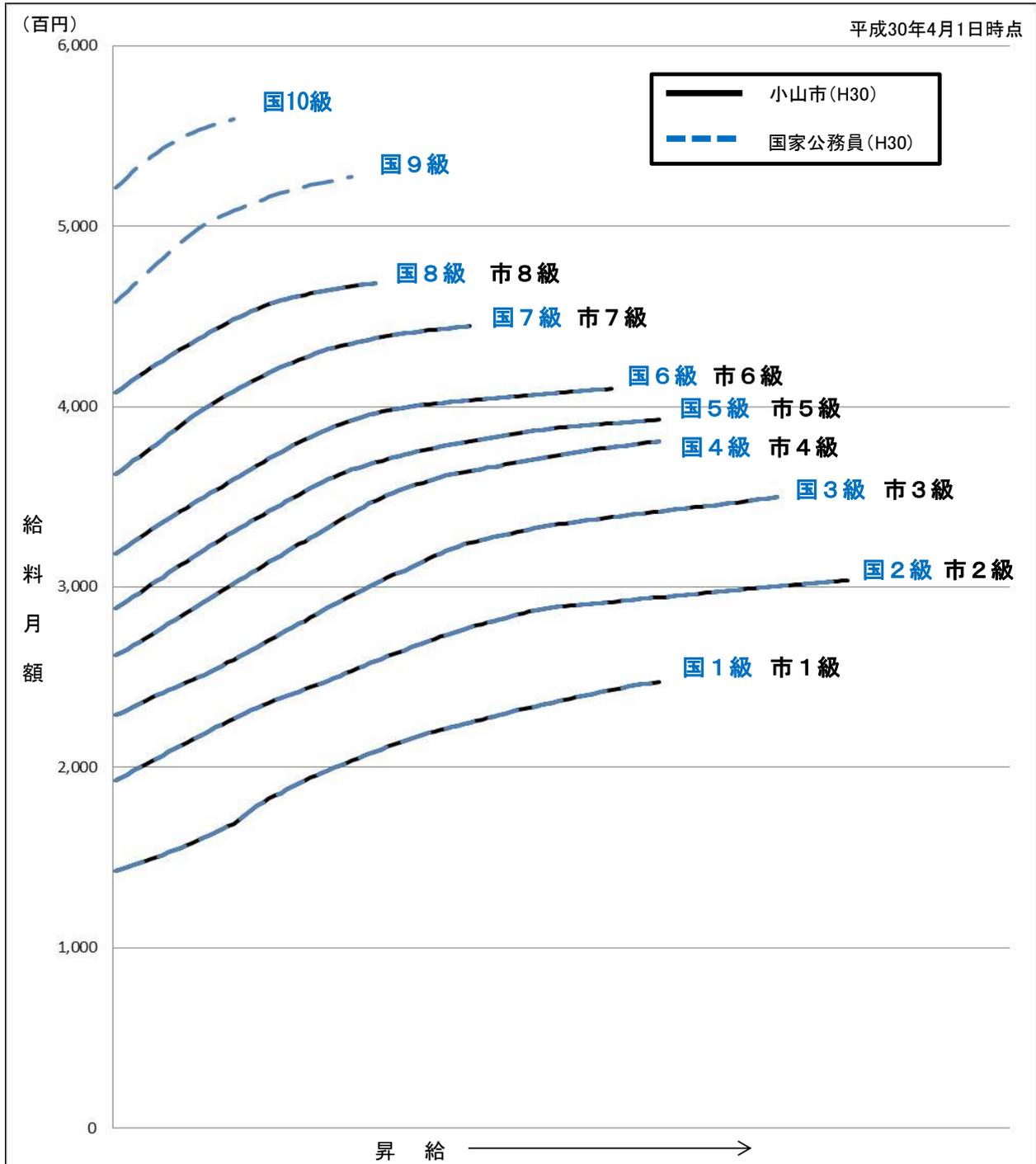
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事・技師等		主査	主任	係長	課長・所長等		部長等
職員数	121人	151人	72人	118人	140人	44人	13人	14人
構成比	18.0%	22.5%	10.7%	17.5%	20.8%	6.5%	1.9%	2.1%
1号給の給料月額	142,600円	192,700円	228,900円	262,000円	288,000円	318,500円	362,300円	407,700円
最高号給の給料月額	247,100円	303,800円	349,600円	380,600円	392,600円	409,800円	444,500円	468,200円

(注) 1 小山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	小山市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小山市(全事業)	栃木県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,512千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,735千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45) (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

	小山市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

小山市(全事業)	国		
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年 国と同じ	勤続35年 39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	最高限度額 47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	その他の加算措置		
定年前早期特例措置 (国と同じ)	定年前早期特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 8,154千円 20,154千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

区分(全事業)			全職種
支給実績(29年度決算)			136,832千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			113千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
小山市	3%	1,184人	3%
野木町	6%	21人	6%
宇都宮市	6%	2人	6%
さいたま市	15%	1人	15%
東京都特別区	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

《水道事業除く》

区 分		全職種		
支給実績(29年度決算)		2,893千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		14千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		17.6%		
手当の種類(手当数) ※市場職員の特殊勤務手当に関する条例による手当(1種類)を除く		11種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	支給単価
市税等賦課 及び徴収事務	右の業務に従事した職員	市税賦課に関する調査のために出張し1日5時間を超えて従事したとき	0円	日 300円
		市税徴収、滞納処分等のために出張し従事したとき	4,400円	日 400円
		市税外収入金の滞納金及び未納金の徴収のために出張し従事したとき	9,900円	日 300円
行旅死病人及び変死人 収容等	右の業務に従事した職員	行旅死人又は変死人の収容等	0円	1体 10,000円
		行旅病人の救治、収容等	0円	日 2,000円
社会福祉業務	右の業務に従事した職員	生活保護法に関する業務	1,104,000円	月 6,000円
危険な作業	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくはその疑いのある患者の収容その他必要な措置または病原体の付着若しくは付着のおそれのある物件の処理作業	202,500円	日 500円
		病虫害駆除のため医薬用劇物の散布作業または実地指導	0円	日 350円
		地上7メートル以上の高所または地下5メートル以上の深所においての土木・建築・消防作業または作業の監督	466,300円	日 350円
		市道舗装の新設、補修作業	360,000円	月 5,000円
		潜水作業(訓練を含む)	67,000円	1回 1,000円
電気主任技術者	電気事業法第72条の規定による電気主任技術者に指定された職員	電気主任技術者の業務	48,000円	月 4,000円
特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理責任者	特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理を行う法令に基づく責任者として市長に選任された職員	特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理責任者	126,000円	月 3,500円
清掃作業	右の業務に従事した職員	ごみ収集・運搬その他の清掃作業	120,000円	月 5,000円
		犬猫死体処理作業	17,400円	1件 300円
用地取得交渉	右の業務に従事した職員	現地において行う公共用地の取得又は、これに伴う補償に係る交渉の業務	119,700円	日 350円
特定の勤務箇所	水処理センターに勤務する職員(変則勤務者を除く)	特定の勤務箇所に勤務	0円	月 2,500円
建築主事	建築主事の資格を有する職員のうち、市長が指定する職員	建築主事の業務	182,400円	月 4,000円 (再任用)
				月 3,200円
特定建築物の環境衛生維持管理業務	建築物環境衛生管理技術者の資格を有する職員のうち、市長が指定する職員	特定建築物の環境衛生維持管理業務	42,000円	月 3,500円 (再任用)
				月 2,800円
市場勤務手当	栃木県南公設地方卸売市場事務組合に勤務する職員	市場業務及びこれと同等の業務	23,400円	月 1,500円 (再任用)
				月 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	支給単価
教員特殊業務手当	右の業務に従事した任期付教職員	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災、復旧の業務	0円	日 6,400 円
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0円	日 6,000 円
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	0円	日 6,000 円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童・生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	0円	日 3,400 円
		対外運動競技への引率指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	0円	日 3,400 円
		週休日等の部活動指導業務	0円	2～3時間 1,250 円 4～5時間 2,500 円 6時間以上 3,750 円

《水道事業》

区 分		全職種		
支給実績 (29年度決算)		42 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29年度決算)		42 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		5.0 %		
手当の種類 (手当数)		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	支給単価
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職員	電気主任技術者に選任され高压電気装置の点検及び修理に従事	0円	月 4,000 円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者で、危険物の取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された職員	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された作業主任者で、ボイラーの取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
緊急水道工事待機高所又は深所	右の業務に従事した職員	緊急の水道工事に備え、所定勤務	0円	1回 500 円
	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は地下	0円	日 350 円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づき水道技術管理者に任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づく水道技術管理者	42,000円	月 3,500 円

(5) 時間外勤務手当

《水道事業除く》

支給実績 (28年度決算)	406,435 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	389 千円
支給実績 (29年度決算)	401,585 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	377 千円

《水道事業》

支給実績 (28年度決算)	3,824 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	182 千円
支給実績 (29年度決算)	3,544 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	197 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

《水道事業除く》

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同・異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500 円	同じ	101,995 千円	227 千円
	2 配偶者以外の扶養親族 子(22歳になる日の属する年度まで) 10,000 円 父母等 6,500 円 職員に配偶者がいない場合の1人目の子等 10,000 円 職員に配偶者がいない場合の1人目の父母等 6,500 円			
	3 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算			
住居手当	1 借家・借間 支給限度額 27,000 円	同じ	80,083 千円	273 千円
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円	異なる (交通用具使用者は2,000円～31,600円)	73,516 千円	73 千円
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上) 3,500 円 ～ 31,600 円			
	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上) 2,600 円 ～ 31,600 円			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて48,000円～85,000円 ※支給額は特例措置により10%～15%削減した額	同じ	820,956 千円	6315 千円
単身赴任手当	1 単身(異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居) 30,000 円	同じ	-	-
	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000 円 ～ 70,000 円			
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	29,636 千円	155 千円
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	71,305 千円	182 千円
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000 円 ～ 10,000 円 6時間を越える勤務 6,000 円 ～ 15,000 円	同じ	554 千円	10 千円
	2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000 円 ～ 5,000 円			
義務教育等教員特別手当	1 任期付教職員 教員経験年数及び学歴の区分に応じて 2,200円 ～ 4,000円		228 千円	46 千円

《水道事業》

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同・異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500 円	同じ	2,496 千円	227 千円
	2 配偶者以外の扶養親族 子(22歳になる日の属する年度まで) 10,000 円			
	父母等 6,500 円 職員に配偶者がいない場合の1人目の子等 10,000 円 職員に配偶者がいない場合の1人目の父母等 6,500 円			
3 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算				
住居手当	1 借家・借間 支給限度額 27,000 円	同じ	1,716 千円	286 千円
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円	異なる (交通用具使用者は2,000円～31,600円)	1,261 千円	90 千円
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上) 3,500 円 ～ 31,600 円			
	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上) 2,600 円 ～ 31,600 円			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて48,000円～85,000円 ※支給額は特例措置により10%～15%削減した額	同じ	1,242 千円	621 千円
単身赴任手当	1 単身(異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居) 30,000 円	同じ	-	-
	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000 円 ～ 70,000 円			
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	-	-
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	-	-
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000 円 ～ 10,000 円 6時間を越える勤務 6,000 円 ～ 15,000 円	同じ	-	-
	2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000 円 ～ 5,000 円			

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	970,000 円 (1,080,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,075,000 円 / 600,000 円
	副市長	826,000 円 (870,000 円)	883,000 円 / 699,400 円
	教育長	693,000 円 (730,000 円)	— 円 / — 円
報 酬	議 長	600,000 円	648,000 円 / 520,000 円
	副議長	540,000 円	581,000 円 / 463,000 円
	議 員	510,000 円	562,000 円 / 420,000 円
期末手当	市 長 副市長 教育長	(29年度支給割合) (加算措置の状況)	3.30 月分 45 %加算
	議 長 副議長 議 員	(29年度支給割合) (加算措置の状況)	3.30 月分 45 %加算
退職手当	市 長 副市長 教育長	(算定方式) 970,000 円 × 在職月数 × 42/100 826,000 円 × 在職月数 × 25/100 693,000 円 × 在職月数 × 21/100	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

(注) 給料の()内は、市長10%、副市長及び教育長5%の減額措置を行う前の金額である。

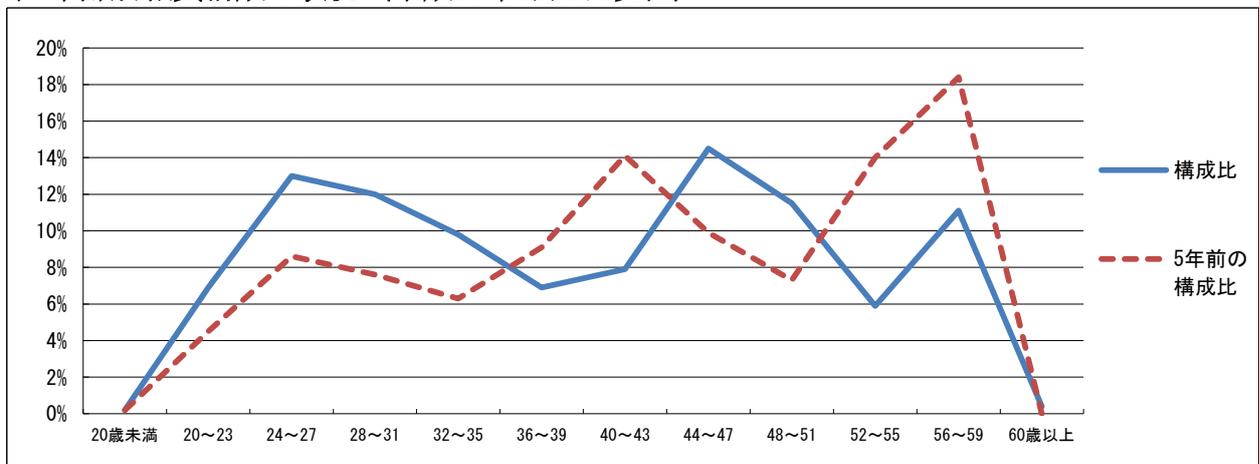
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門		区分	平成29年	平成30年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門		議会	10	10	0	
		総務企画	238	232	△ 6	業務見直しのため
		税務	57	59	2	業務増
		民生	166	161	△ 5	市立保育園民営化のため
		衛生	59	61	2	業務増
		労働	0	0	0	
		農林水産	45	48	3	業務増
		商工	24	25	1	業務増
		土木	140	138	△ 2	指定管理者制度導入のため
		小計	739	734	△ 5	* 人口1万人当たり職員数 43.95人
特政別部門		教育	103	106	3	業務増
		消防	203	206	3	管轄区域に適した人員確保のため
		小計	306	312	6	
普通会計			1,045	1,046	1	* 人口1万人当たり職員数 62.63人
公営企業等 会計部門		病院			0	
		水道	20	18	△ 2	水道事業包括業務委託のため
		下水道	23	23	0	集落排水事業の業務増加のため
		その他	54	54	0	育休代替任期付職員配置のため
		小計	97	95	△ 2	
合計			1,142 〔 1,398 〕	1,141 〔 1,398 〕	△ 1 〔 △ 0 〕	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員、教育長を除く。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 79	人 148	人 137	人 112	人 79	人 90	人 165	人 131	人 67	人 127	人 4	人 1141

(3) 職員数の推移

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数	
一般行政	679	681	730	736	739	734	55	8.1%
教育	184	169	108	105	103	106	-78	-42.39%
消防	197	191	197	201	203	206	9	4.57%
普通会計	1060	1041	1035	1042	1045	1046	-14	-1.32%
公営企業等会計	106	99	95	93	97	95	-11	-10.38%
総合計	1166	1140	1130	1135	1142	1141	-25	-2.14%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

3 公営企業等会計が25年に急減するのは、小山市民病院が独立行政法人に移行したためである。

4 一般行政部門と教育部門が27年に大きく増減するのは、両部門で大幅な組織改正による職員配置の見直しがあったためである。